

平成25年4月1日

化合物提供指針

創薬等支援技術基盤プラットフォーム推進委員会（承認）

本指針は、東京大学創薬機構（以下「機構」という。）が化合物データベース及びライブラリー化合物等を提供するにあたっての基本方針を定めるものである。

- 1 本指針において使用される用語の定義は以下のとおりとする。
 - (1) 化合物ライブラリー
タンパク質制御化合物探索の支援等を目的として機構が収集しているタンパク質等のリガンド候補化合物及びその管理に係る施設等の総称。
 - (2) ライブラリー化合物
化合物ライブラリーにおいて管理されている化合物。
 - (3) 化合物サンプル
ライブラリー化合物から提供のために小分けされた化合物溶液。
 - (4) 化合物データベース
ライブラリー化合物の検索等の目的のために機構が作成したライブラリー化合物に関するデータベース。化合物ライブラリーに収集された化合物の構造式、化合物 ID で構成される。
 - (5) 創薬等支援技術基盤プラットフォーム推進委員会
化合物ライブラリー運営に係る補助金事業の運営を管理する外部有識者等から構成される委員会。
- 2 化合物サンプル提供希望者は、所属機関の承認の下に機構に対し、以下のとおり申請するものとする。
 - (1) 化合物データベースを必要とする場合、様式1-1により、化合物データベースの提供申請を行う。
 - (2) 化合物サンプルの提供を受けようとする場合、様式1-2により、化合物サンプルの提供申請を行う。
 - (3) 化合物サンプルを用いた試験の結果、好ましい化合物の類縁化合物等との比較検討を行う必要が生じ、化合物データベースに収載されていない市販化合物の機構による購入提供を希望する場合、様式1-3により、化合物購入の申請を行う。
- 3 提供申請者の所属は提供契約条件を遵守する限り、公的機関、民間機関の区別は問わないが、日本国内とする。
- 4 提出された申請については、守秘義務を負った機構職員がその内容を議論し、効率良く進めるための打ち合わせを行うことができる。
- 5 機構は業務量等の観点から、提供化合物サンプル数や提供案件数に制限を設けることができる。その結果、提供までに相当期間がかかる場合や、止むを得ず却下する場合もある。また、申請内容と同様の申請が以前にあった場合には、機構は前者を優先し、後者を受け付けないことができる。
- 6 機構が提供する化合物データベース及び化合物サンプルに関する権利並びにその使用規定については、東京大学と被提供者の所属機関とが締結する「化合物提供契約書」等により取り決めるものとする。

なお、契約書等に含める基本的な考え方は下記のとおりである。

- 1) 機構が購入し、収集したライブラリー化合物に関し、既知化合物各々の知的財産権は主張しない。
 - 2) 機構において行った化合物選択に係る知的財産権、新規分子設計・合成した化合物等、明示された特別な化合物に関する権利及び、特別なスクリーニング法を提案した場合の権利は留保する。
 - 3) 化合物データベースの著作権は機構に帰属する。
 - 4) 化合物データベース及び化合物サンプルの提供に係る費用は、原則として実費を被提供者が負担する。ただし、機構の判断により免除された場合はこの限りではない。
 - 5) 化合物サンプルの被提供者は、提供された化合物サンプルの情報を機構の承認なく、所属機関内の自らの責任が及ぶ範囲の者以外に漏らしてはならない。情報提供すべき共同研究者がいる場合や生じた場合にはその旨を東京大学に書面にて通知し、情報提供の方法に関する指示に従わなければならない。
 - 6) 化合物サンプルの被提供者は、提供された化合物サンプルを申請目的外の使用および第三者への再提供を行ってはならない。
 - 7) 化合物サンプルの被提供者は、申請目的研究終了後、当該化合物サンプルの残量を速やかに返還する。なお、返送費用は被提供者が原則負担するものとする。
 - 8) 化合物サンプルの被提供者は、「化合物提供契約書」に定める期限までに化合物サンプルを使用したスクリーニング等の全結果を所定の様式にて機構に報告するものとする。
 - 9) 機構は、スクリーニング等の最終成果を「化合物提供契約書」に基づき、秘匿の必要がないと被提供者と合意したなるべく早い時期（目安として成果が得られた1~3年後）にHP等にて公開する。
 - 10) 機構が提供するデータあるいは化合物サンプルにより提供先で発生した問題及び損害について、機構は一切の補償等を行わない。
- 7 機構は化合物サンプルの提供するにあたり、被提供者からの要請により、サンプル提供以外にも付随する各種研究支援を行う場合がある。このため、研究協力に関する条項を「化合物提供契約書」に定めるものとする。
- 8 本指針の運用にて問題点が生じた場合、機構にて改正案を作成し、創薬等支援技術基盤プラットフォーム推進委員会に諮問する。

以上

添付書類

1. (様式11) 化合物データベース提供依頼申請書
2. (様式12) 化合物サンプル提供依頼申請書
3. (様式13) 化合物サンプル購入依頼申請書
4. 化合物提供実費料金表